

全ての建築物・工作物の解体・改造・補修工事では 石綿（アスベスト）の事前調査、 調査結果の掲示 等が必要です

大気汚染防止法では、全ての解体等工事に当たり、元請業者や自主施工者などに「事前調査」の実施、工事現場に「事前調査結果等の掲示」、石綿含有建材が使用されていたときは石綿飛散防止対策（作業基準）の実施などが義務付けられています。

◎事前調査とは？

解体等工事を行おうとする建築物・工作物に、石綿含有建材が使用されているかどうかを把握する調査です。

設計図書等による書面調査、現場での目視調査を行い、それでも不明なときは、分析調査を行う必要があります。

書面調査・目視調査は、建築物石綿含有建材調査者等の知識を有する者が行ってください。



佐賀県の環境キャラクター
「ピコピコ」

◎事前調査結果等の掲示の注意点は？

工事の期間中、誰にでも見やすい場所にA3サイズ以上の大きさに掲示する必要があります。

事前調査の結果が「石綿なし」であっても、必ず掲示をしなければなりません。

石綿含有建材が使用されていたとき

◎石綿含有吹付け材（レベル1）、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）が使用されていたとき

→ 工事の発注者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を保健福祉事務所に提出する必要があります。



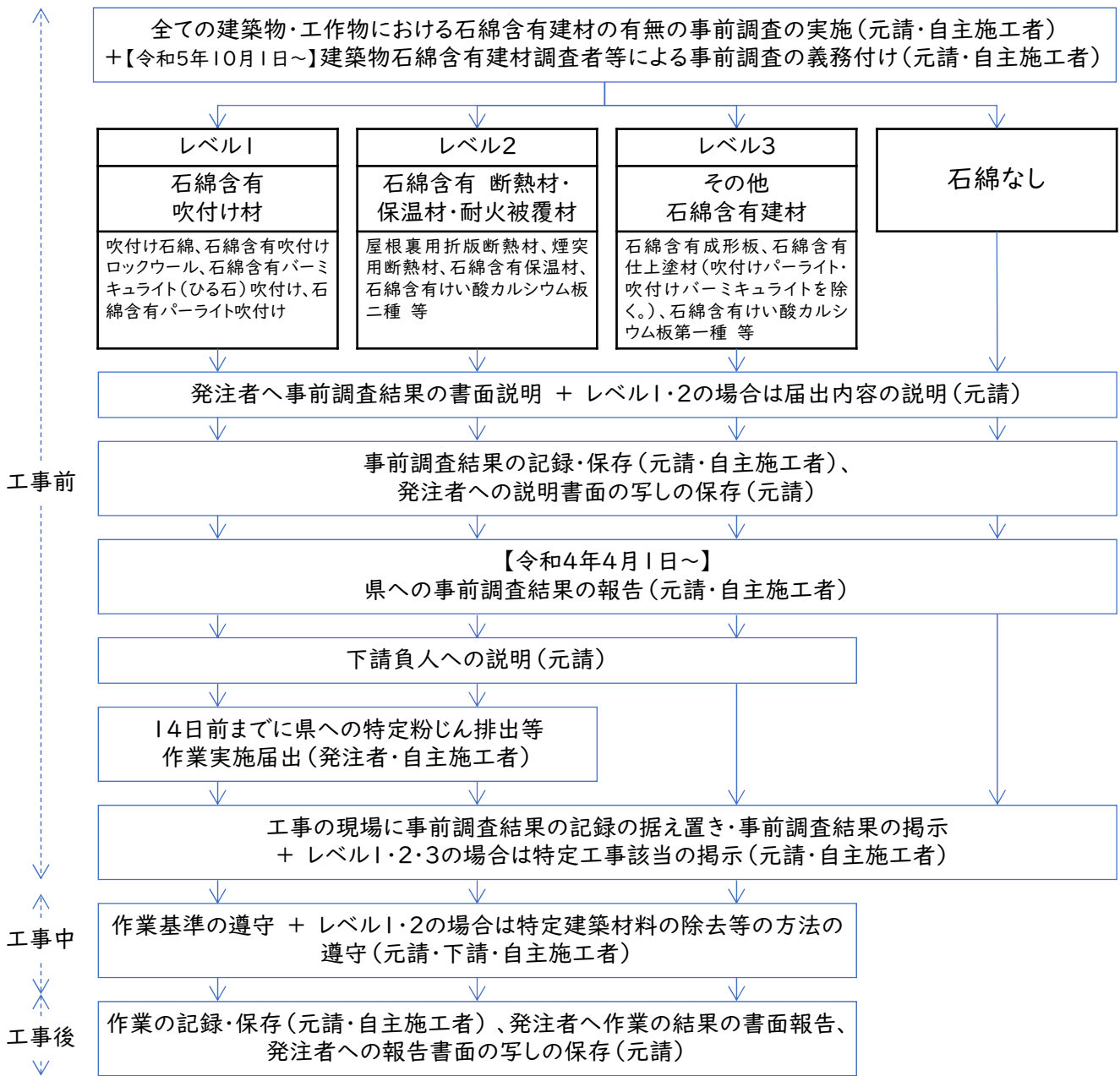
◎石綿含有吹付け材（レベル1）、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）、その他石綿含有建材（レベル3）が使用されていたとき

→ 工事では、石綿飛散防止対策（作業基準）を遵守する必要があります。

※ 労働安全衛生法・石綿障害予防規則においても、同様の規制があります。

建築物・工作物の解体・改造・補修工事における大気汚染防止法の規制概要

大気汚染防止法が改正され、令和3年度から規制が強化されています



詳しくは佐賀県ホームページをご覧ください

佐賀県 アスベスト

検索

佐賀県「解体等工事に係る石綿(アスベスト)
飛散防止対策の手引」

環境省 建物を壊すとき

検索

厚生労働省・環境省
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0942-83-6820
唐津保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0954-23-3506
佐賀県 環境課 大気・水質担当	☎ 0952-25-7774